

弁護士のための 華麗なるキャリアプラン 挑戦ガイドブック



はじめに

皆さんは、自分の将来についてどのようなプランを描いていますか？

普通に、法律相談をして、裁判をやり、依頼者に感謝され、自由業として、自分の思うとおり弁護士業務をやるのもいいでしょう。また、涉外弁護士として、国際的な業務に携わったり、企業法務を中心に株主総会の指導や契約交渉をしたりするのもいいでしょう。

ただ、時代は弁護士にも色々な選択の道を提供してくれました。これまでのように法律事務所ですべての弁護士業務を行うだけでなく、企業や官庁・自治体や国際機関で働く途も皆さんの前には開かれています。法律事務所についても、これまでのように、同じ弁護士会の中で、一生を終えるのではなく、それまでの地域とは、全く別の、それこそ縁もゆかりもない地域に行って心機一転弁護士業務をやるというやり方も出来るようになりました。違う組織や地域に行った後、専門性や多様性を身につけて、元の法律事務所での業務に戻ることもできます。時代はまさに様々なキャリアプランの可能性を与えてくれています。

本書は、そのようなキャリアプランのお手伝いをするを目的としています。今までとは違う色々な途があることを、皆さんにお伝えします。本書で書かれていることは、色々なキャリアプランの一部にしか過ぎませんが、きっと皆さんが新しい途に進むときの何かのお役に立てると思います。せっかくいろいろな途が出来てきたのですから、皆さんも挑戦しませんか？ そんな皆さんのための「挑戦ガイドブック」です。是非、お役立てください。



**KOKUNAIGIGYOU
NO KIGYOUNAI
BENGOSHI**



**GAISHIKEIGIGYOU
NO KIGYOUNAI
BENGOSHI**



**“HIJOUKIN”
NO “KIGYOUNAI”
BENGOSHI**



**NINKITSUKI
KOUUMIN**

企業内 弁護士

企業内弁護士とは◆◆◆

企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士のことをいいます。

企業内弁護士を「社内弁護士」、企業の外で働く弁護士を「社外弁護士」と呼ぶこともあります。

企業内弁護士といってもその仕事は様々で、所属する企業の業種や規模、所属部署や権限などによって大きく異なります。



3

企業内弁護士



国内企業 の企業内弁護士

国内企業に所属する企業内弁護士の特徴としては、平均年齢が低いことが挙げられます。

多くの日系企業は長い年月をかけて、弁護士資格を持たない法務部員による法務部体制を構築してきました。

しかし、最近、若手の弁護士を少しずつ採用し、こうした従来の体制を少しずつ置き換えていくという企業が徐々に増えている傾向にあります。

弁護士経験5年未満程度での入社が多く、司法修習生からの採用を行っている企業も少なくありません。



外資系企業 の企業内弁護士

外資系企業に所属する企業内弁護士の特徴としては、弁護士経験年数の長い比較的シニアな弁護士が多いことが挙げられます。

欧米の企業では法務部に所属するスタッフは通常弁護士資格を有していますので、日本に進出する際にも、ジェネラル・カウンセルを中心に弁護士資格者をヘッドハントして据えるのが一般的です。

採用条件としては、弁護士経験5年以上、米国留学またはそれと同等程度の英語と英米法の能力を求めるのが一般的です。

“非常勤” の“企業内”弁護士

企業に法律事務所を置くという意味での企業内弁護士ではありませんが、フルタイムで採用するにはまだ躊躇がある企業や、それほど業務量が多くない企業の場合は、外部の法律事務所に所属する弁護士に、例えば週のうち半分程度会社内で執務してもらうケースがあります。

JVの立ち上げやM&Aのように一時的に法務部門の強化が必要な場合などには、期間を定めてそのような契約をすることも考えられます。弁護士の側としても、法律事務所での業務を続けながら企業内弁護士と同様の仕事も経験できるメリットがあります。

ただ、この形態においては、弁護士法上の二重事務所禁止（弁護士法20条3項）との関係や、弁護士には許容されていない労働者派遣に該当しないように注意をする必要があります。



4

企業内弁護士

1. 人数分布

●人数と分布

2007年1月現在、日本には把握できているだけで約200人の企業内弁護士がいます。業種別では製造、金融・保険、情報・通信に多いという傾向があります。

●諸外国

弁護士の独立性を比較的緩やかに考える英米法諸国では特に発展しており、アメリカでは100万人の弁護士のうち約8万人が企業内弁護士といわれています。弁護士の独立性を形式的かつ厳格に考える大陸法諸国では企業内弁護士については様々な制限がありますが、近年制限は緩和されつつあります。アジアでも、タイや中国などを中心に、日系企業が現地で採用するケースも増えていきます。

2. 契約期間

契約の形態によって様々です。通常の雇用契約の場合は期間の定めはありません。契約社員の場合は1～2年くらいの期間が定められ、期間終了後、合意により通常の雇用契約に移行するケースが多いようです。企業の中には、当初2年は契約社員、その後は実績をみて正社員に移行するという取扱いをシステムとして取り入れているところも出てきています。“非常勤”の“社内”弁護士の場合は、数ヶ月から1年くらいの期間が定まっているケースがほとんどと思われます。

3. 執務場所・業務内容

●業務内容

業務内容は、所属する企業や部署によって大きく異なります。知的財産戦略の立案を専門とする者、訴訟管理を行う者、コンプライアンスの策定・実施・監視を統括する者など様々です。商社であれば産油国のエネルギー政策、テレビ局であれば番組制作など、法律知識だけでなく現場の専門領域に踏み込んだ業務をすることも少なくありません。

●ジェネラル・カウンセラー

英米の企業の法務部は、トップ経営者に直属する弁護士を置いて営業部門から独立した法務部門をその下に構築しています。この弁護士をジェネラル・カウンセラーとよびます。ジェネラル・カウンセラーは組織内で法律判断に係わる事項だけでなく、コンプライアンスや企業倫理に関する事項についても独立して意見を述べ、場合によってはその判断でストップをかけられる強い権限を有しています。日本では法務部トップをジェネラル・マネージャーと呼んでいますが、ジェネラル・カウンセラーとはちがいます。日本企業ではジェネラル・カウンセラーを置いている企業は現在のところ見当たりません。

●顧問弁護士との役割の違い

現場の業務に密着しているため、法律知識だけにとどまらず、より実務的な専門領域に踏み込んだ業務を行うことができます。また、企業の法務部門の業務は、①法的問題の把握、②解決方針の策定、③案件処理、④案件の終結、⑤日常業務へのフィードバック、という流れを辿ります。このうち、一般的に顧問弁護士に依頼するのは「③案件処理」ですが、企業内弁護士は、その前後の「案件の入口①②」と「案件の出口④⑤」の管理についても能力を発揮することが期待されています。

4. その他

●弁護士であることの意味

資格を持たない法務スタッフの方々にも優秀な方々は沢山いますが、企業内弁護士は特に、①司法試験、司法研修所、法律実務を通じて法体系全体の体系的な理解と紛争解決実務の感覚が身に付いていること（専門性）、②司法研修所や弁護士会などを通じて弁護士や法律事務所に対して広い人脈や最新の情報を有していること（人脈）、③訴訟代理権や各種調査権などの法的権利に加えて守秘義務などの業務の適性を担保する特別の地位を与えられていること（資格）、などの特徴を持っています。

●企業内弁護士をとりまく状況

従来日本では、企業内弁護士になるには弁護士会の営業許可が必要であり、その人数は非常に限られていましたが、一連の司法制度改革の結果、営業許可制が撤廃されて届出制になり、更に司法試験合格者も大幅に増員されることから（2010年頃には年間3000人程度となる見込み）、企業内弁護士を採用して活用する条件が整いつつあります。



具体例

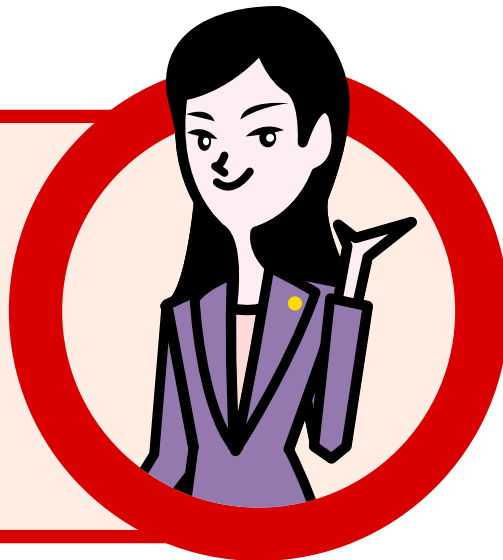
注:「具体例」は、実在の人物をモデルとしておりますが、実物の人物そのままの描写ではありません。(以下全パート同じ)

国内企業の企業内弁護士

弁護士になって5年目。

修習終了後、すぐに大手総合商社に勤務。社内留学制度を使って留学してNYの資格を取得しました。仕事はほとんど英語で行っています。現在はエネルギー分野を主に手掛け、産油国の憲法や業法、条約、協定などをリサーチしつつ、買い付け担当者たちと戦略を練っています。

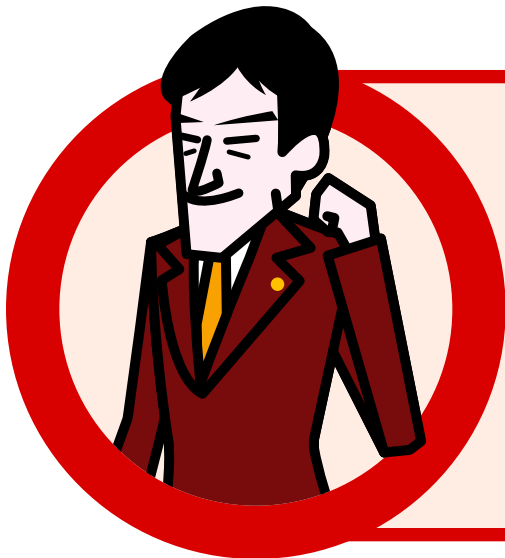
交渉に同行しての海外出張も多いですし、平日も夜遅くまでの勤務も珍しくありませんが、年に数回の長期休暇はしっかり取れています。



外資系企業の企業内弁護士

弁護士になって18年目。

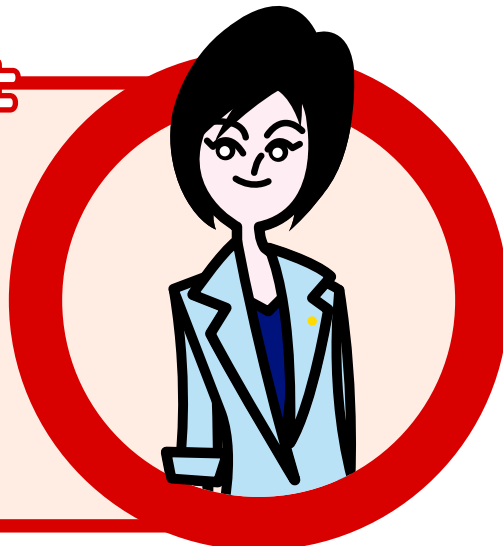
修習終了後、大手渉外事務所に勤務した後、米国へ留学し、NYオフィスで数年勤務した後日本の事務所に復帰。2年ほど前から外資系証券の現地法人でジェネラル・カウンセルの地位にあります。直接契約書を書いたりレビューしたりすることは余りなく、リーガル部門とコンプライアンス部門全体のマネージメント、業法規制の変化に対応する全社の企画の立案・実行やディールの進行に関する監督などを行っています。現地法人の取締役として、取締役会や最高経営会議のメンバーとしての仕事も多くしています。年に数回、世界5地区のジェネラル・カウンセルの会議出席のための出張があります。



“非常勤”の“企業内”弁護士

弁護士になって3年目。

修習終了後、主に知的財産権を扱う法律事務所に勤務し、現在もそこに所属しています。小規模の、あるソフトウェア会社からの事務所への依頼で、1年前から、週に3日はその会社に向いて、同社の法律事務を処理しています。会社では、実質的には法務部長的な立場にあり、知財だけでなく、さまざまな案件が私のもとにきます。社員はみな私と同年代ばかりで、チームの一員という感じで、私の助言が業務にかなり取り入れられて形になっていくのは非常に楽しいです。もちろん、会社に向かない日は事務所の仕事をしており、刑事事件もやっています。



6

企業内弁護士

Q&A

1. やり甲斐やメリット

Q1

企業内弁護士になるメリットはどのようなものがありますか？

A1

仕事の面白さに加えて、その分野について第一人者になれるといった高度の専門性は大きなメリットです。また、福利厚生充実、産休・育休のほか、有給休暇や長期休暇が比較的取り易いという点もメリットです。所属する企業等にもよりますが、平均的に見れば、連続1週間程度の休暇であれば年に数回取得することも可能なところが多いようです。

2. どうやったらなれるの？

Q2

企業内弁護士に必要な資質はありますか？

A2

事案への迅速な対応や決定した方針の執行のためには、関係各部署との連携が不可欠です。弁護士としての基礎的な力は当然ですが、企業内弁護士としては、コミュニケーション能力は重要な資質です。また、その企業や業務自体に興味をもっていることも大切な要素です。

Q3

企業内弁護士になりたいのですが、どうやって就職先を探したらよいのでしょうか？

A3

①各弁護士会のサイト、②東京三会の合同就職説明会、③日本組織内弁護士協会のサイト、④各企業のサイト、⑤司法研修所の掲示板、などで探すことができます。ヘッドハンターからアプローチがあることもあります。

3. 給与・待遇

Q4

企業内弁護士の処遇はどのようなものなのでしょうか？

A4

主な処遇形態としては、①完全年俸制、②従業員の給与体系によるが弁護士資格手当が付く、③従業員の給与体系によるが通常よりも昇進が早い、④他の法務部員と何ら変わらない、⑤完全出来高払い制、⑥一定年齢までは①で途中で③にシフト、などの処遇形態があります。

有給休暇、長期休暇、福利厚生などについては通常、他の社員と同様に適用されています。



7

企業内
弁護士



4. その他

Q5

企業内弁護士も訴訟代理人として法廷に行くことがあるのですか？

A5

所属する企業や部署にもよりますが、半数程度の企業で、社内弁護士に訴訟代理人をまかせています。社内弁護士だけで処理するケースと社内弁護士と社外弁護士で共同して処理するケースがありますが、これもケースバイケースです。

Q6

企業内弁護士は、国選弁護や当番弁護を引き受けることができるのですか？

A6

就業規則によることとなります。近年は東京三会を中心に、国選弁護等が義務化されており、こうした義務を果たすためであれば良いとする企業もあります。

また、尋問技術の向上や社会貢献との観点から、一定の制限（著名事件や重大事件は引き受けないなど）を設けた上で積極的に推奨する企業も、数は少ないものの存在します。

Q7

企業内弁護士は弁護士会の会務活動を行っているのですか？

A7

東京三会では、業務改革委員会や弁護士業務委員会に所属する者が多いようです。

全体としては、委員会活動を行っている企業内弁護士は他の弁護士と同程度か、むしろ積極的に参加しているようにも思われます。

もっとも、東京三会に所属する弁護士は全体的に委員会への参加率は低いという傾向がありますので、相対的なものではありません。

Q8

一度企業内弁護士になると、独立しにくくなくなってしまうのではないのでしょうか？

A8

例えば企業で得た知的財産分野の専門性を活かして事務所を設立するといったことが十分可能です。

司法研修所終了後にすぐ企業に入ったような場合でも、事務所経験のある同期と共同事務所を設立するなどすれば事務所運営に困ることもありません。

どちらかという、しっかりした専門性を身につけることは、独立開業や共同独立開業の大きな原動力となります。

任期付公務員

任期付公務員とは◆◆◆

中央省庁等において、専門的な知識経験又は優れた見識を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度として、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の施行に伴い平成12年11月27日から導入されています。

また、地方公共団体の一般職職員についても、平成14年7月1日から、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行され、各自治体の条例で定めるところにより上記と同様の任期付職員の採用を可能とする制度がスタートしています。

こうした法律・条例に基づいて、中央省庁等や地方公共団体において、任期付で採用された職員を、一般に“任期付公務員”と呼んでいます。

1. 人数分布

●現在活躍している官公庁

現在のところ、金融庁(22人)、法務省(9人)、外務省(7人)、経済産業省(3人)、公正取引委員会(8人)、証券取引等監視委員会(2人)、財務省財務局(7人)のほか、特許庁、内閣府、国土交通省、中小企業庁などでも、弁護士が任期付公務員として活躍しています。

〈上記括弧内の人数は、2006年日弁連アンケート調査によるものです。〉

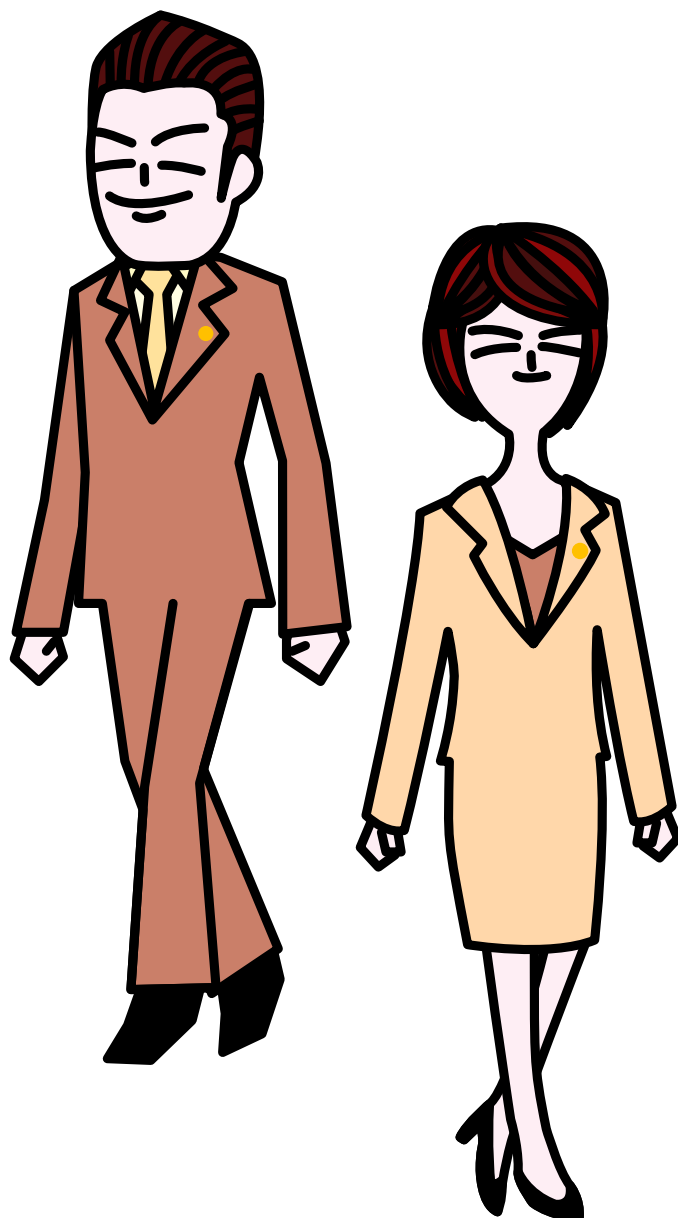
2. 任期

制度上、任期は5年を超えない範囲で決定されますが、実際には2年程度の任期で採用されることが多いようです。任期の延長も可能です。具体的な任期については、個々の事情を踏まえて相談に応じてもらうことができます。

3. 執務場所・業務内容

●仕事の内容

①法令等の企画立案、②監督・検査・犯則事件の調査、③交渉・渉外、④契約審査および管理、⑤法令解釈に係る照会手続、⑥訟務、⑦組織内のコンプライアンス等、多岐にわたっています。



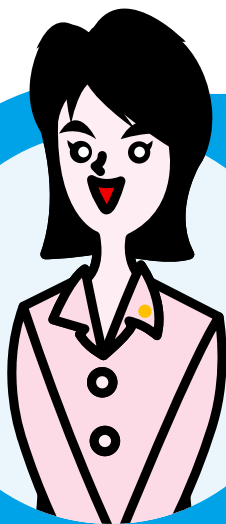
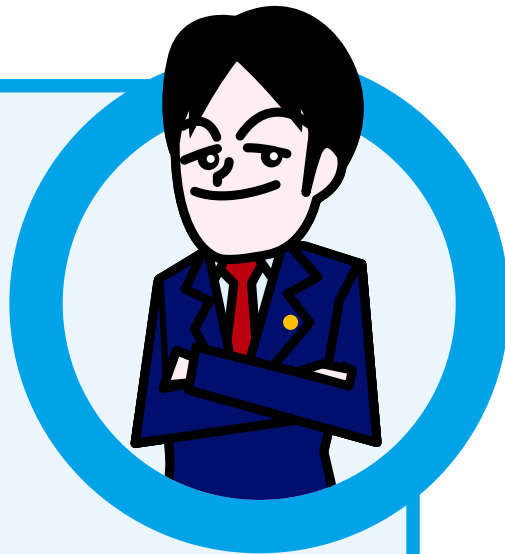
具体例

Aさん（金融庁：現役）

弁護士になって5年目。

東京の法律事務所（15名）で、主に企業法務の仕事をしていましたが、日弁連のホームページで、金融庁の検査局が金融検査に携わる弁護士を任期付公務員（任期2年）として募集していることを知り、将来のキャリアアップにも繋がるのではないかと考えて応募しました。幸い、事務所も、任期終了後戻ってくるのであれば事務所の戦力アップにもなるということで快く了解してくれました。ただし、内定から採用予定日まで2ヶ月しかなく、顧客との関係を含め仕事を他の弁護士に引き継ぐのには苦労しました。検査局では、大手銀行の金融検査のほか、バックオフィスで金融検査マニュアル、事務ガイドライン等の改訂作業、国会想定問答の作成と大臣への説明など、これまでの弁護士業務とは全く異なり、毎日が新鮮で大いにやり甲斐を感じています。

また、検査局には、プロパーの職員だけでなく、多くの弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、保険数理人などが任期付公務員として勤務しているほか、国税局や地方財務局、さらには、銀行、証券会社、保険会社といった民間企業からも大勢の優秀な人材が集まっていて、こうした方々との公私にわたる関わりは、今後の長い弁護士人生において大きな財産になるものと思っています。



Bさん（特許庁：経験者）

弁護士になって3年目。

神戸の法律事務所（弁護士4名）で、一般の個人事件や企業法務などを幅広く担当していました。かねがね自分の専門的分野を作りたいと思っていたところ、特許庁で弁護士を募集しているという話を聞きました。既に、事務所の重要な戦力にもなっていたため結構悩みましたが、飛躍のチャンスだということで、事務所に相談したところ、「頑張ってください」と言われ、思い切って応募しました。

任期については、特許庁から2年位という要望がありましたが、弁護士業務から離れる期間があまり長くと復帰後が不安であったため、1年で了解してもらいました。

特許庁では、工業所有権制度改正審議室に配属され、主に特許法を含めた工業所有権法4法の改正作業を担当していました。具体的には、工業所有権に詳しい企業の方、高名な学者の先生方、官庁出身の方等から構成される審議会の事務局として、非常にアカデミックでかつ極めて政治的な議論にも参加することができました。条文案を作った後は、内閣法制局の審査、国会提出後は国会議員への説明・質問取り・想定問答の作成など、これまでの弁護士業務では全く経験したことのないもので、立法過程がいかにダイナミックなものか肌で感じることができました。現在は、もとの事務所に復帰しています。特許庁の任期付公務員として特許法等の改正作業をしていたというだけで、関連する仕事が徐々に増えつつあり、今後とも自分の専門分野にしていこうと考えています。



10

任期付公務員

Q&A

1. やり甲斐やメリット

Q1

任期付公務員としての仕事のやり甲斐やメリットを教えてください。

A1

仕事のやり甲斐としては、普通の弁護士業務をやっている、なかなか経験のできない国家レベルの仕事ができるという醍醐味や、組織の内外における多くの方と一緒に仕事をやり遂げる達成感などを味わうことができます。また、こうした仕事を通じて身に付けた担当分野におけるエキスパートとしての知識と経験、その中で作り上げた幅広い人脈は、任期を終えてからの長い弁護士人生においても大きな財産になるはずです。

2. どうやったらなれるの？

Q2

どんな方法で採用募集しているのですか？

A2

各官公庁や人事院のホームページのほか、日弁連や各弁護士会のホームページ、お知らせ文書等にも募集要項が掲載されることがありますので、是非ご覧下さい。

Q3

弁護士としての経験はどの程度必要ですか？

A3

弁護士としての経験さえあれば特に経験年数は問わない官公庁もありますが、概ね4年～6年程度の弁護士経験のある方が任期付公務員になるケースが最も多いようです。

Q4

任期付公務員になるために、どのような手続が必要ですか？

A4

職名、任期、勤務する公務所を記載した“公務就任届出書”を所属弁護士会に提出しなければなりません。届出事項に変更があった場合や届出にかかる公職を辞めたときもその旨の届出が必要です。また、募集に際し、日弁連等に推薦依頼がある場合には、日弁連の弁護士推薦委員会の審議を経て推薦を受けることとなります。

Q5

官公庁への就職が内定してから実際に就職するまでにどの程度の期間がありますか？

A5

場合によりますが、内定から2～3ヶ月で就職する方が多いようです。抱えている仕事の引き継ぎ等は結構大変です。



11

任期付公務員



3. 給与・待遇

Q6

「給与体系」はどうなっているのですか？

A6

任期付公務員の場合、通常の公務員とは異なる特別の俸給表が、人事院規則（国家公務員の場合）や条例（地方公務員の場合）で定める基準に従って適用されることとなっていますが、具体的な運用基準は、各中央省庁や各地方公共団体によって異なるようです。

採用時の弁護士経験年数等にもよりますが、年収1000万円前後の方が多いようです。

4. その他

Q7

弁護士登録は抹消しなくていいのでしょうか？

A7

任期付公務員制度の導入に伴い、弁護士法が改正されたため、現在では、弁護士登録をしたまま任期付公務員になることができます。

Q7

従来の弁護士業務を継続できますか？

A7

任期付公務員になると、国家公務員法や地方公務員法により、職務専念義務が課され、報酬を得て行う他の事業への関与も制限されることから、従来の弁護士業務はもとより、弁護士会活動や一部の単位会で義務化されている公益活動等についても、勤務時間中に行うことは事実上困難となります。

Q8

弁護士会費は減免されるのでしょうか？

A8

一部の弁護士会では、任期付公務員に採用された場合、弁護士会費を減免する運用が行われているようです。なお、日弁連の会費（特別会費を含む）については、現状では、任期付公務員に採用されても免除されていません。

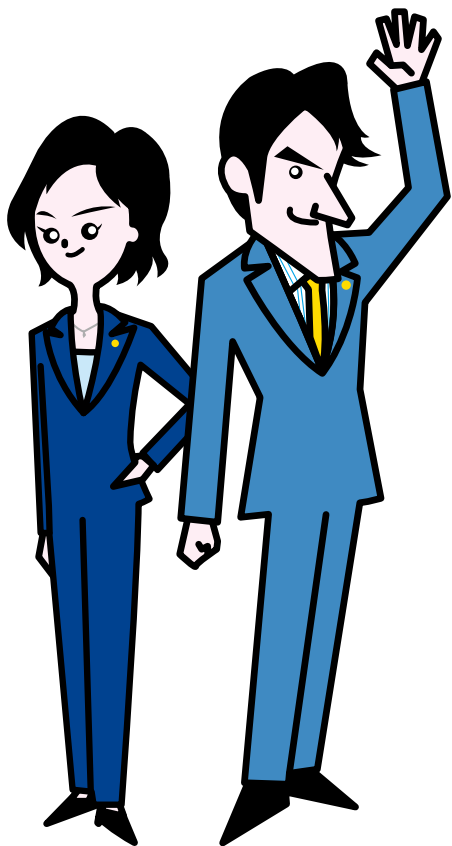
Q9

任期付公務員になった場合、その他にどんな制約がありますか？

A9

公務員を辞めた後も守秘義務があるほか、在職中は国家公務員倫理法等の規定が適用され、監督官庁の場合、監督対象となる業界の方々との付き合いに制約が課されます。また、民間に戻る場合、国家公務員法上の再就職の制限があり、例えば、監督官庁が監督している企業などに就職する場合には一定の制限があります。

国際公務員弁護士



国際公務員とは・・・

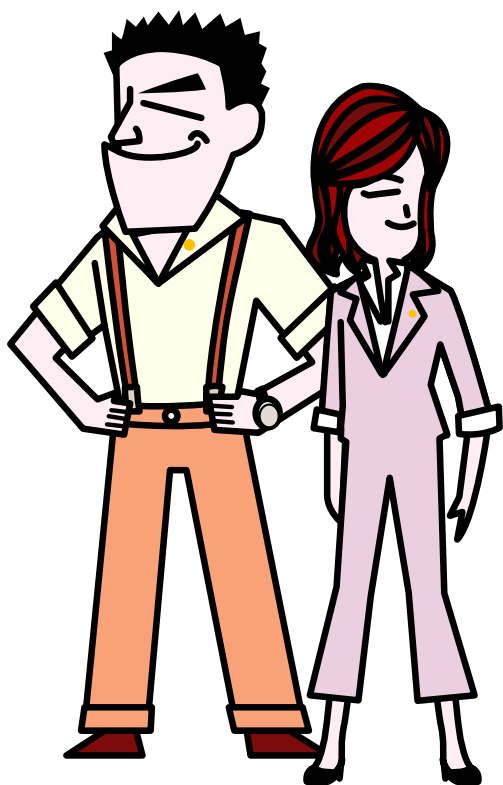
国連やその下部機関、専門機関、その他の国際機関の職員を総称して国際公務員と呼びます。国連、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国際労働機関（ILO）、世界知的所有権機関（WIPO）、世界貿易機関（WTO）、経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行（ADB）、ハーグ国際私法会議、世界銀行、国際刑事裁判所（ICC）、国際通貨基金（IMF）等、多種多様な国際機関の職員全てが含まれます。

1. 人数分布

●法曹資格を有する国際公務員の人数

日本人で国際公務員として勤務している人の中には、日本の検事、法学修士・博士号の学位を有する人や、ニューヨーク州の法曹資格を有する人がいるほか、日本の弁護士が過去に国際公務員として勤務した実例が数例あるようですが、残念ながら実態を示すデータはないのが現状です。

国際司法支援弁護士



国際司法支援とは・・・

発展途上国の「法の支配」（Rule of Law）の充実のために法制度、法曹養成、立法などの分野で協力する活動をいいます。

例えば、諸外国の法曹養成に関する支援、国際機関・諸外国などの条約・法律などの立案への支援、国際人権・人道活動への参加、国際機関・諸外国などが行うその他の司法関連活動への参加、法律文献などの資料供与がこれにあてはまります。

1. 人数分布

●国際司法支援を実施している機関

(1)金融機関系として、①世界銀行（ワールド・バンク）、②アジア開発銀行（ADB）、③欧州復興開発銀行（EBRD）、④国際通貨基金（IMF）、(2)国連系として、①国連開発計画（UNDP）、②国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、③ユニセフ、(3)日本の実施主体として、①独立行政法人国際協力機構（JICA）、②国際協力銀行（JBIC）、③各省庁があり、また(4)NGOとして、国連ボランティアなどがあります。

2. 任期

いわゆる終身雇用（恒久任用）の身分で働いている職員もいますが、最初から終身雇用として任用される訳ではありません。試験的任用（原則として2年間）や期限付任用（5年以下、更新可能）という形態での採用が一般的で、ここから恒久任用に至る場合があります。任期は1年とか、短い場合には6ヶ月間などの場合もあります。

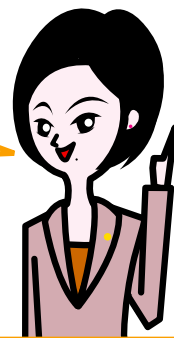
3. 執務場所・業務内容

●法律家としての仕事の内容・勤務地

ほとんど全ての国際機関の人事部や法務部で法律家が専門職職員として働いているほか、人権、難民、労働、知財、貿易、犯罪、国際裁判所／法廷のように、特定分野の専門知識と経験を有する法律専門家が働いている国際機関があります。人事部や法務部をはじめ本部で働くこともあります。国連開発計画や国連難民高等弁務官事務所、国連児童基金等、現地事務所でも勤務することの多い国際機関もあります。

具体例

弁護士になって5年目です。修習終了後、一般的な法律事務所に勤務した後、米国内ロースクールに留学し、そのままジュネーブの国連難民高等弁務官事務所インターン。インターン中に、国連難民高等弁務官事務所現地事務所の現地ポストに応募し、採用されました。2年間の勤務を終えて、日本に帰国。現在は、大手渉外事務所に所属し、仕事をすの傍ら、法科大学院で非常勤講師として国際人権法・難民法を担当しています。



●JICAの長期専門家の具体例

これまで13名の弁護士の方がベトナム（5名）、カンボジア（3名）、ラオス（1名）、インドネシア（2名）、モンゴル（2名）に赴任してきました。ベトナムでの民法などの立法・法曹養成、カンボジアの民法・民事訴訟法立法支援、インドネシアの民事調停制度構築支援、モンゴルの弁護士会支援などがあります。本年（2007年）はさらにカンボジアへ2名（弁護士会プロジェクト1名を含む）の派遣が予定されています。短期の専門家もこれらの国や中国にも派遣されてきました。

2. 任期

任期は1年ごとの更新ですが、平均的に赴任期間は2年です。

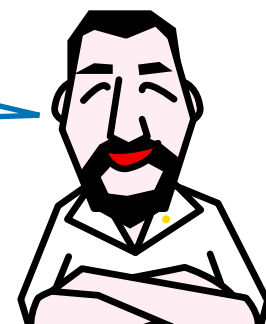
3. 執務場所・業務内容

●国際司法支援（法整備支援）の仕事

参加する機関、プロジェクトによって異なります。独立行政法人国際協力機構（JICA）ですと、途上国の立法への助言、法曹養成機関への助言、裁判・調停制度の構築支援などがあります。紛争・天災直後の国での平和構築活動として紛争解決機関の設置・運営、選挙監視、戦後賠償支援、戦争犯罪者の裁判支援などがあります。その他、途上国への資金援助を行っている開発銀行系の機関では、途上国への貸付などの資金援助契約・交渉なども対象です。その他、子供の権利保護のためのユニセフの活動などもあります。

具体例

弁護士になって7年目です。日本企業で法務部などに8年間勤務した後、司法修習を経て、いわゆる渉外事務所でも3年間執務をしてから、インドネシアにJICA長期専門家として1年間派遣されました。現地では最高裁判所をカウンターパートとして現地法制度、司法制度などの調査、司法支援プロジェクトの立ち上げ準備などを行いました。異文化の真っ只中に身をおいての仕事ですので様々な困難にも直面しますが、それらにチャレンジして乗り越えていくのが一つの醍醐味です。休日は、日本とは違うゆったりと流れる時間のなかで、赴任国の文化、自然、生活を楽しみました。日本に帰国してからは、もとの事務所に復帰して、アドホック的にインドネシアの司法支援をお手伝いしながら、企業法務に従事しています。



1. やり甲斐やメリット

Q1

国際公務員弁護士としての仕事のやり甲斐やメリットを教えてください。

A1

人権、難民、環境など公益的な分野で国際的な仕事をしたいと考えている弁護士にとって、国際機関への就職はまさに専門性を発揮できる職場と言えます。また、ビジネス系の弁護士にとっても、国際機関の中で働くことは、国際的な業務に携わる働き方の選択肢の1つと言えます。

2. どうやったらなれるの？

Q2

どんな方法で採用募集しているのですか？

A2

国際公務員になるにはいくつかの方法があります。空席公告への応募、外務省主催のアソシエート・エキスパート（JPO）制度への応募、国連主催の国連職員採用競争試験の受験、各国際機関による若手職員募集制度への応募、各国際機関の採用ミッションへの応募等です。

外務省国際機関人事センターのウェブサイト（<http://www.mofa-irc.go.jp/>）で情報を入手して下さい。

Q&A

1. やり甲斐やメリット

Q1

国際司法支援に参加するやり甲斐やメリットは何ですか。

A1

国際司法支援を通じて途上国に対する支援を経験することができます。また、途上国で他の支援国の専門家など多くの関係者と仕事することで国際性を身につけることができます。開発援助の専門家として、他の国際機関への就職の一助になるかもしれません。

2. どうやったらなれるの？

Q2

国際司法支援を職業とするためにはどのような方法がありますか？

A2

前項の実施機関に勤務するか、専門家として採用される方法があります。なお、弁護士会やNGOで活動することは可能ですが、滞在費などの費用は出るものの報酬ベースでの活動ではありません。

Q3

JICAの長期専門家として採用されるためにはどうしたらよいですか。

A3

長期専門家は、対象国のプロジェクトに専門家を派遣することが決まった場合に、公募されます。日弁連ではJICAとの間には長期専門家選任のガイドラインがあり、専門家情報を日弁連が受けて、これを日弁連が設置している国際司法支援活動弁護士登録制度に登録した弁護士などに情報提供しています。したがって、興味のある方はこの登録をして（日弁連国際課に問い合わせてください。）、メールなどによる情報提供を受けてください。（ちなみに、この情報提供はJICAのプロジェクトだけではなく、国連開発計画（UNDP）の専門家派遣などの情報提供も行っています。）応募すると、JICAと日弁連の共同面接があり、合格すると採用となります。採用後にJICAの派遣前研修を受ける必要があります。

Q3

求められる資格・要件は何ですか？

A3

①最低でも英語かフランス語のどちらかで職務遂行可能なレベルの語学力、②修士号以上の学位、③学位取得分野での勤務経験等の専門性が求められます。ポストの高さ（専門職レベルはP1からP5まで）と学位によって、必要とされる勤務経験年数が定められています。法曹資格それ自体よりも、応募するポストの職務の具体的内容と関連する実務経験をどの程度積んでいるか、とりわけ、国際的な職務経験（外国での勤務経験、国内であっても国際的な職場環境での勤務経験等）の有無が重要視されます。

3. 給与・待遇

Q4

給与体系・勤務条件はどうなっているのですか？

A4

国際機関によって異なりますが、国連機関の勤務条件を統一化するため共通制度というものが作られ、多くの国際機関がこれに入っています。一般に、国際機関ではポストの高さ（専門職はP1～P5、管理職レベルはD1～D2）によって基本給が決められており、これに勤務地による調整給などがつきます。子どもの教育補助金、1年間の有給休暇日数や帰国費用の支給等も細かく決められています。

Q&A

Q4

JICA内部で働くことは可能ですか。

A4

JICAでは、現在1名の弁護士が国際司法支援の部門で専門員として勤務しています。日弁連ではより多くの弁護士を採用していただくように依頼中です。

Q5

国際司法支援に参加する弁護士になるにあたって弁護士経験はどの位必要ですか。

A5

国際司法支援は他国に対して法律制度・法曹養成などの専門分野の助言をすることが仕事ですから、そうした担当分野での知見を必要とします。少なくとも数年間弁護士実務を行っており、外国語（特に英語）でコミュニケーションできる能力が必要と思います。ただし、語学については現地の通訳を介して仕事をすることで足りる場合もあります。

Q6

日弁連国際司法支援活動弁護士登録制度とはなんですか？

A6

日本弁護士連合会では、国際交流委員会に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設けて、登録している会員の方に、JICAの長期専門家の募集、国連開発計画（UNDP）の専門家募集、国際司法支援に関する研修会・研究会のお知らせなどを電子メールなどで行っています。登録については、日弁連国際課（電話 03-3580-9741、電子メール international@nichibenren.or.jp）までご連絡ください。

3. 給与・待遇

Q7

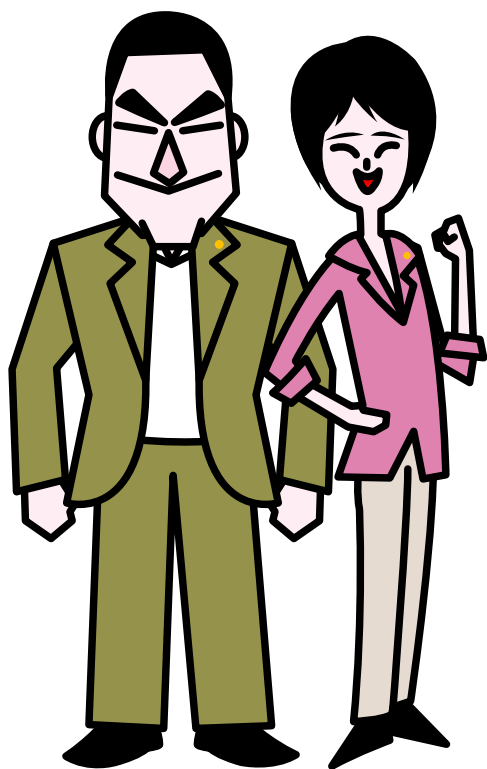
JICAの長期専門家の待遇等の条件はどのようなものですか？

A7

JICAの長期専門家の待遇は、俸給のほか、保険などの厚生福利が提供されます。俸給は、大学の卒業年次や経験によって異なりますが、弁護士が司法支援プロジェクトで専門家となる場合には、医師と同様の待遇条件が適用されます。



法テラス常勤スタッフ弁護士



法テラスとは・・・

民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人「日本司法支援センター」の愛称が「法テラス」です。

法テラス常勤スタッフ弁護士とは・・・

総合法律支援法に基づき、経済的理由から法律サービスを十分に受けられない方に対する民事法律扶助、裁判員裁判・公判前整理手続をはじめとする国選弁護、民間の法律事務所では十分に展開できない司法過疎地域における有償での法律サービス提供といった法律事務に専念する、21世紀の公益的弁護士です。

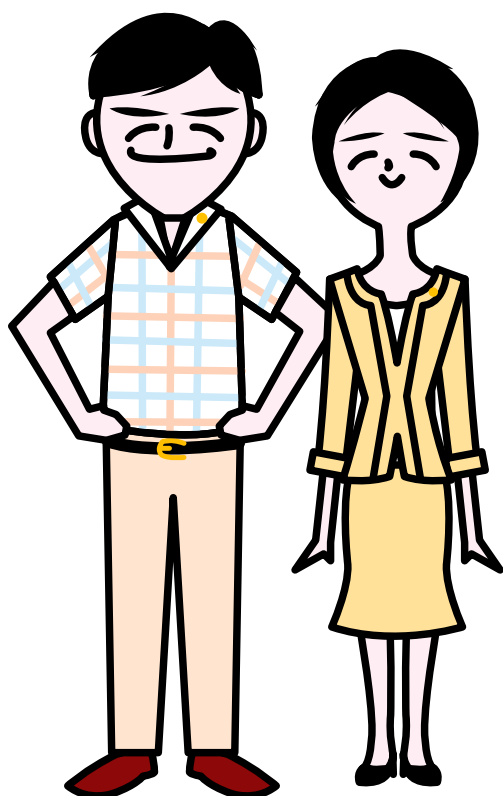
1. 人数分布

2007年7月時点で、全国に22カ所の法テラス法律事務所が設置され、計24名のスタッフ弁護士が働いています。2008年3月までに、100名程度に達する見込みであり、その後も増加が予定されています。

2. 任期

- ①法曹経験10年以下の方は、3年契約で2回更新可能（合計9年）です（ただし、更新は法曹経験10年を超えた任期まで）。
- ②法曹経験10年を超える方は、2年契約で2回更新可能（合計6年）です。
- ③司法修習生から採用の方は、当初1年間は、集合研修、全国各地の法律事務所（養成事務所）における研修等を受け、任期更新の場合は①になります。

公設事務所（ひまわり基金）法律事務所 弁護士



公設事務所とは・・・

弁護士過疎の解消のために、日弁連や地元弁護士会、弁護士会連合会からの支援（日弁連ひまわり基金からの経済的支援や支援委員会による支援等）を受けて運営される法律事務所です。

1. 人数分布

2007年7月末日現在、全国に累計で80か所が開設され、累計で100名の所長弁護士が赴任しました。うち任期満了後引き続き定着した者が10名、前任者を引き継ぐ形で赴任した者が20名います。
同日現在、上記のうち定着した10か所を除いた70事務所が公設事務所として業務を行っています。内訳は、北海道・10か所、東北・15か所、関東・7か所、中部・3か所、近畿・10か所、中国地方・4か所、四国・5か所、九州・16か所と、全国で活躍しています。

2. 任期

公設事務所により異なりますが、2年ないし3年の任期を設けています。延長や再任も可能です。任期を終了した弁護士は、引き続き個人事務所を開設する形で定着することもできます。定着しない場合は、公設事務所を受けた事件・事務を後任の弁護士に引き継ぐことができます。

3. 執務場所・業務内容

●勤務場所

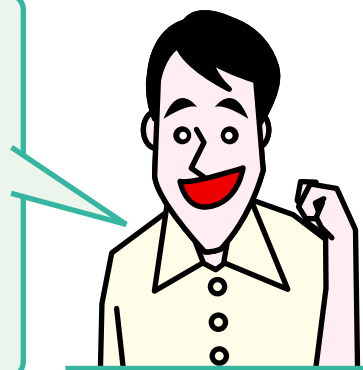
法テラスは、全国都道府県に設置した50か所の「地方事務所」を核に、さらに必要な地域に「扶助・国選対応地域事務所」「司法過疎地域事務所」を展開しています。スタッフ弁護士は、地方事務所、その支部又は地域事務所に独立して併設される法律事務所をオフィスとして執務し、法律サービスの提供を行います。

●業務内容

各地の法テラス法律事務所に勤務するスタッフ弁護士は、主に民事法律扶助事件と国選弁護事件を担当します。司法過疎地域事務所に勤務するスタッフ弁護士は、これに加えて、一般事件（有償事件）も担当します。

具体例

弁護士になってから1年間、養成事務所で様々な民事・家事・刑事事件をこなしてから、法テラス常勤弁護士として弁護士過疎地に赴任しました。たくさんの相談者・依頼者が毎日事務所を訪れるなかで、手帳はすぐに真っ黒になりました。採算はそれほど見込めなくても弁護士が関与する必要がある事件が目前にたくさんあります。そして、法テラス常勤弁護士だからこそ、このような事件に思う存分取り組むことができます。忙しい毎日ですが、現在の生活はたいへん充実しています。最近では自治体からも声がかかり、地域の高齢者問題のネットワークを担うようにもなりました。さらに、全国のスタッフ弁護士と情報を共有することで、弁護士過疎問題に全国的視点で取り組んでいます。



法テラス法律事務所とひまわり基金法律事務所の違い

ひまわり基金法律事務所は、「公設事務所」と呼ばれていますが、弁護士過疎の解消のために、日弁連や地元弁護士会、弁護士会連合会からの支援（日弁連ひまわり基金からの経済的支援や支援委員会による支援等）を受けて運営される法律事務所です。また、業務内容は、司法過疎地域における法律業務です。他方、法テラス法律事務所は、国費によって運営される法テラスが設置する事務所であり、スタッフ弁護士の給与や事務所経費などは法テラスが負担します。また、業務内容は、司法過疎地域における法律業務だけでなく、都市部での民事法律扶助や国選弁護業務が含まれます。

3. 執務場所・業務内容

●開設場所

公設事務所は、全国の弁護士過疎地を解消するために、第1種弁護士過疎地域（裁判所の支部管轄内で法律事務所数が3以下の地域及びそれに準ずる地域）や、ゼロワン地域を中心に開設されます。

●業務内容

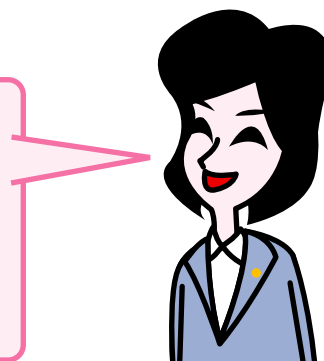
基本的には一般事務所と同じですが、弁護士過疎地における一般市民に対して弁護士による法的サービスを提供することを目的としていますので、国選事件、当番弁護士事件、法律扶助事件等の公益活動義務が課せられています。

また、新たに顧問契約を締結することは禁じられています。顧問契約の締結を認めると、狭い地域社会において特定の企業や団体の利益の擁護となってしまう、一般市民に対する法的サービスの提供が損なわれる場合があるからです。

なお、公設事務所の業務及び会計の状況について、支援委員会に対し、定期的に報告する義務があります。

具体例

弁護士になって7年目。修習終了後、東京都内の事務所に3年間勤務した後、出身県内の公設事務所に赴任しました。開所直後から電話による相談の予約が多数あり、事件数はいっこうに減少する気配はありません。現在は多重債務案件が受任事件の大部分を占めています。相談以外にも、各種委員の依頼があるなど、多忙な日々が続いています。今後も地域に根ざした業務を継続すべく、任期満了後は、引き続き個人事務所として定着する予定です。





1. やり甲斐やメリット

Q1

スタッフ弁護士には、どのようなやり甲斐やメリットがありますか？

A1

スタッフ弁護士は、民事法律扶助業務、国選弁護業務をはじめ、経済的・地理的理由から法律サービスを十分に受けられない方に対する様々な業務を、法律事務所の経営を気にかけることなく、思う存分に打ち込むことができます。その際には、全国に赴任するスタッフ弁護士同士のネットワークと充実した研修、バックアップ体制がスタッフ弁護士をサポートします。研修には、各分野の著名弁護士等による講義やケース研究など、実践的なカリキュラムが盛り込まれるほか、スタッフ弁護士支援メーリングリストによるネットワークを活用し、全国のスタッフ弁護士と自由に情報交換をすることができます。ネットワークには、アドバイザースタッフとして、各分野の著名弁護士等（総勢約40人（平成18年12月15日現在））が参加しており、充実したアドバイスを受けることができます。

2. どうやったらなれるの？

Q2

弁護士としての経験はどの程度必要ですか？

A2

弁護士としての経験年数は問いませんが、弁護士実務経験の浅い方等については、法テラス各地へ赴任前に、短期間、養成事務所での研修をしていただく場合があります。また、司法修習生から採用の場合は、当初1年間は、集合研修、養成事務所における研修等を受ける必要があります。

Q3

スタッフ弁護士になるために必要な手続はどのようなものですか？

A3

日弁連が行う推薦選考面談及び法テラスの採用面接を経て、スタッフ弁護士としての採用が内定されます。（応募申込みは、法テラス、日弁連で受け付けています。）

Q&A

1. やり甲斐やメリット

Q1

公設事務所弁護士には、どのようなやり甲斐やメリットがありますか？

A1

これまで身近に弁護士がいなかったために、弁護士に相談したくてもできなかった多くの人たちから、「弁護士に相談できて本当に良かった」「これで安心して生活できます」などと笑顔で（あるときは涙ながらに）感謝していただける仕事ができることです。また、公設事務所弁護士という立場を生かして、地元の行政機関（特に福祉）や隣接の他土業と連携・協力しながら、相談の機会や制度を立ち上げたり、各種委員や講演会の講師を任されるなど、貴重な経験を積むことができます。

Q2

何か支援は受けられますか？

A2

支援委員会や公設支援メーリングリストにおいて、業務や事務所運営のアドバイスを受けることができます。

2. どうやったらなれるの？

Q3

弁護士としての経験はどの程度必要ですか？

A3

弁護士としての経験年数は問いません。なお、弁護士過疎地への赴任を目指す方のために、協力事務所（日弁連の弁護士過疎対策にボランティアで協力する事務所）制度を設けています。過疎地で業務を行うための実務指導を事務所において受けられるほか、日弁連が実施する定期研修会を受講することができます。1年から2年程度の実務経験を積んだ上で赴任する例が大半です。ただし、協力事務所での勤務が応募の要件となるわけではありませんので、もちろん一般事務所に勤務している方の応募も可能です。

Q4

スタッフ弁護士に応募するにはどうしたらいいのですか？

A4

日弁連のホームページで日本司法支援センタースタッフ弁護士就職情報窓口を設けています。また、法テラスのホームページに募集要項が掲載されています。応募書類は、法テラスにおいて受け付けるほか日弁連でも受け付けています。

3. 給与・待遇

Q5

スタッフ弁護士になった場合、弁護士としての職務の独立性は確保されていますか？

A5

スタッフ弁護士は、法律事務の取扱いにおいて、法テラスから独立して職務を行い、事件処理について指揮命令を受けません。

Q6

「給与体系」はどうなっているのですか？

A6

同期の裁判官・検察官と同等の給与が支給されます。

Q7

その他の待遇はどうなっているのですか？

A7

厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険が整備されています。住居は、家族構成にもよりますが、2LDK又は3LDKの宿舎を法テラスが借り上げ、入居するスタッフ弁護士は一定の使用料を負担します。スタッフ弁護士自身が賃借した住居に一定の住居手当が支給される方法もあります。また、事務所賃料、事務職員の給与、書籍、備品費、交通費など、事務処理上の経費を法テラスが負担します。

Q&A

Q4

公設事務所弁護士に応募するにはどうしたらいいのですか？

A4

公設事務所弁護士は、各地域で、随時募集しています。（募集地域は、「日弁連新聞」もしくは日弁連ホームページ「弁護士募集中！公設事務所」をご覧ください。）

応募があると、公設事務所ごとに組織された支援委員会が随時開かれ、応募者の中から公設事務所弁護士を選定します。その選定基準は、各支援委員会で定めることになっていますが、公設事務所弁護士応募申込書の提出日現在において満67歳未満であること、民事及び刑事の訴訟実務経験並びに多重債務者の債務整理事件（自己破産、任意整理）処理の経験を有すること、所属弁護士会の推薦があること等が必要とされることが多くなっています。

なお、応募の前に、担当の支援委員に会う機会を設けることもできますので、事前に日弁連業務第2課までご相談下さい。また、開設の準備期間を考慮して、少なくとも開設の半年前にはご応募下さい。

3. 給与・待遇

Q5

「給与体系」はどうなっているのですか？

A5

個人事務所ですので、給与制ではありません。独立採算制です。

なお、経済的支援として、主に、開設費の援助と運営費の援助を受けることができます。開設費援助としては、500万円までの範囲で、公設事務所を開設するために実際に支出された費用が援助されます。また、運営費援助としては、原則として、年間720万円の所得が保障されます。その他、支援委員会に出席する際の交通費・宿泊費や、研修に参加する際の交通費・宿泊費も援助されます。



裁判官任官

裁判官任官とは◆◆◆

裁判官任官には、弁護士の登録を取り消して任官する「常勤裁判官」と、弁護士の身分を持ったまま、民事及び家事調停事件の分野に、非常勤の形態で、調停主任又は家事審判官と同等の立場で調停手続を主宰する「非常勤裁判官」があります。

非常勤裁判官

(法律上の呼称は民事調停官、家事調停官)

1. 人数分布

●現在の非常勤裁判官の数

2007年4月現在約120名の方が全国29箇所の裁判所で執務しています。これまでに非常勤裁判官から常勤裁判官になった方もいます。

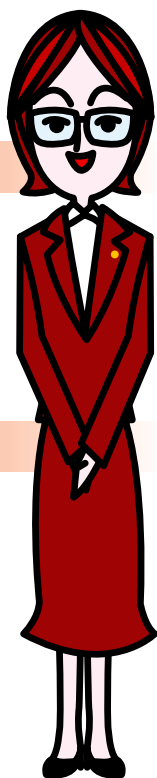
2. 執務場所・業務内容

●非常勤裁判官の執務日

執務形態は、調停手続を円滑に運営していくために、少なくとも、週1日、丸1日の勤務(原則同じ曜日)を要します。なお、法律実務家としての知識、経験を活かすことができ、非常勤という勤務形態に適合した事件が配点されるように配慮されます。

●非常勤裁判官の業務内容

民事調停官として簡裁及び地裁の民事調停事件を担当し、家事調停官として一般及び乙類の事件の家事調停手続を主宰するほか、民事調停法17条所定の決定、家事審判法23条及び24条所定の審判も担当します。平均的な担当件数は、午前1~2件、午後2~3件です。



常勤裁判官

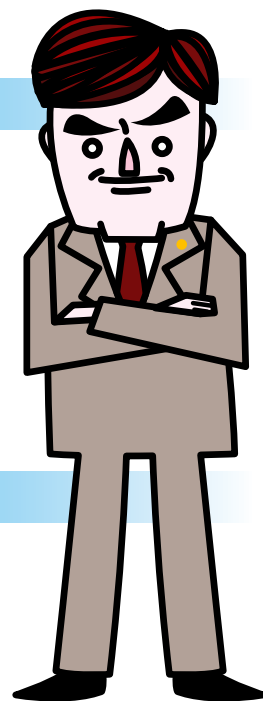
1. 人数分布

●現在の常勤裁判官の数

2007年4月現在60名の方が全国の裁判所で活躍されています。これまで非常勤裁判官経験者や任期付公務員経験者から常勤裁判官になった方もいます。

2. 執務場所・業務内容

弁護士登録を取り消し、裁判官のみの仕事となります。任地は初任地は本人の希望が配慮されますが、数年後の転勤の際には他の裁判官同様全国各地に配属されていきます。



非常勤裁判官Q&A

1. やり甲斐やメリット

Q1

週に1日だけの勤務でやり甲斐やメリットを感じることができでしょうか？

A1

弁護士として当事者や代理人の気持ちがよく分かり、それを踏まえて話し合いを進めると結構うまくまとまります。調停が成立したときの当事者や代理人の安心した顔をみた時など充実感を覚えることも多いです。また手続きを改めて勉強しますし、裁判官とも同室で議論しますから、裁判官のものの考え方もよく分かりますので、弁護士としての事件処理に大変役立ちます。1日3万円余(1か月10万円余)以上のものを得られるでしょう。

常勤裁判官Q&A

1. やり甲斐やメリット

Q1

裁判官には、どのようなやり甲斐やメリットがありますか？

A1

訴訟事件では、弁護士は一方の意見を言うだけですが、裁判官は自分の考えた方針で紛争を解決できます。これはすごい経験です。

そしてその解決方針を考えるのに、弁護士の時と違って途中で電話や訪問客や外出などに中断されることもなく、お金や対人関係に神経を使うこともなく、思索に集中できます。時間も自分の思うようにうまく使えるので、趣味にも多くの時間を使うことができます。



21

裁判官任官

2. どうやったらなれるの？

Q2

非常勤裁判官の選考手続等はどうなものでしょうか？

A2

応募条件は、原則として、弁護士としての経験年数5年以上の方を対象としています。

希望者は、まず申込書類を提出していただき、弁護士会連合会の選考委員会で推薦をうけ、採用予定庁の面接を受けます。



ちなみに、裁判官と同様に、検察官に任官する「検事任官」という制度もあります。検事任官は常勤のみです。

3. 給与・待遇

Q3

非常勤裁判官の任期や待遇等はどうなものですか？

A3

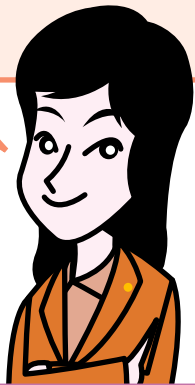
改正民事調停法および家事審判法が適用されます。任期は2年とし、再任されることができ。待遇は、丸1日勤務の場合は1回3万1,700円が支給されます。

非常勤裁判官の具体例

現在37才の弁護士です。

家事実務に精通したいという思いと、代理人活動で見聞きした調停の現状について、多少の疑問点を確認したいという動機から弁護士経験5年の時に家庭裁判所の調停官になりました。

調停官としてのやりがいは、調停委員だけでは不足するところや行き詰まったところを打開していかことや、話を聴くことや説得することを毎週毎週やることで、そのスキルが高まったという実感があることです。



2. どうやったらなれるの？

Q2

常勤裁判官の選考手続等はどうなものでしょうか？

A2

応募条件は、原則として、弁護士としての経験年数5年以上の方を対象としています。

希望者は、まず申込書類を提出していただき、弁護士会連合会の推薦手続を経た上で、日弁連を経由し、最終的に最高裁判所の手続に付され、書類選考と、面接等が行われます。

Q3

弁護士経験10年未満ですが、裁判官に任官したいと思ったとき、注意すべきことがありますか？

A3

弁護士経験10年未満の場合には、裁判官の適格性の判断において、司法研修所の成績が占める比重が大きくなります（法曹としての経験年数が少ない程、成績が重要性を増します）。このため、予め、最高裁判所で、司法研修所の成績の開示を受けてから、各弁護士会の弁護士任官推薦委員会（弁護士会で名称に違いがあります）にご相談されることをお勧めします。

3. 給与・待遇

Q4

採用されたときの給与はどうなるのですか？

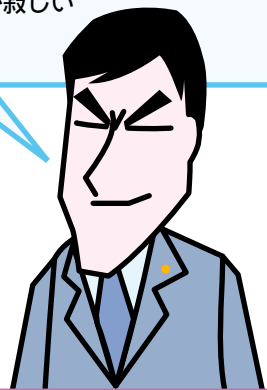
A4

原則としては、同期の裁判官と同額になります。但し、最初から裁判官になったとしても4号俸から3号俸になるとときには人によって差ができると言われていますので、弁護士任官者も例外ではありません。

常勤裁判官の具体例

3年前に「判事補」として任官し、この4月に「判事」となり、民事第1部通常部の右陪席と単独係を担当しています。もともと裁判官という仕事には興味があったものの、最初から裁判官になるつもりはなかったのですが、同期などの集まりで「ひどい判決をもらった」とか「この裁判官のやり方はおかしい」といった話をしているうちに、自分でやったらどうなのか、本当に思ったとおりのことができるのか、興味がわきました。

裁判官としてのやりがいは、依頼者がいない分、自分が法律的にこれが正しいと信ずる証拠や理論の方向に解決をもっていくことが弁護士の時よりも自由にできること。反面、（当たり前のことだが）事件が解決しても一緒に喜んでくれる人がいないことが寂しい部分ではあります。



問い合わせ先一覧

◆ 企業内弁護士

- ◆ 日本弁護士連合会 業務部 業務第一課
<http://www.nichibenren.or.jp/>
TEL: 03-3580-9332 (直通) FAX: 03-3580-2866
- ◆ 日本組織内弁護士協会
<http://www.in-house.jp.org/>
E-mail: info@in-house.jp.org



◆ 任期付公務員

- ◆ 日本弁護士連合会 総務課
<http://www.nichibenren.or.jp/>
TEL: 03-3580-9842 FAX: 03-3580-2866
- ◆ 日本組織内弁護士協会
<http://www.in-house.jp.org/>
E-mail: info@in-house.jp.org



◆ 国際公務員弁護士

- ◆ 日本弁護士連合会 国際課
TEL: 03-3580-9741 (直通) FAX: 03-3580-9840 (直通)
E-mail: international@nichibenren.or.jp
- ◆ 外務省国際機関人事センター
<http://www.mofa-irc.go.jp/>
〒100-8919千代田区霞が関2-2-1 外務省中央庁舎5階
TEL: 03-3580-3311 (内) 2841・03-5501-8238 (直通) FAX: 03-5501-8437
E-mail: jinji-center@mofa-irc.go.jp



◆ 国際司法支援弁護士

- ◆ 日本弁護士連合会 国際課
<https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi>
TEL: 03-3580-9741 (直通) FAX: 03-3580-9840 (直通)
E-mail: international@nichibenren.or.jp
※国際司法支援活動弁護士名簿への登録が可能。



◆ 法テラス常勤スタッフ弁護士

- ◆ 日本司法支援センター（法テラス本部） 事業企画本部
<http://www.houterasu.or.jp/staff/index.html>
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6階
TEL: 050-3383-5340 (直通) FAX: 03-3222-1092
E-mail: staff-b@houterasu.or.jp
- ◆ 日本弁護士連合会 業務部 業務第二課
http://www.nichibenren.or.jp/ja/judicial_support_center/staff_madoguchi.html
TEL: 03-3580-9921 (直通) FAX: 03-3580-2866
E-mail: staff-info@nichibenren.or.jp



◆ 公設事務所（ひまわり基金法律事務所）弁護士

- ◆ 日本弁護士連合会 業務部 業務第二課
<http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/kaso.html>
TEL: 03-3580-9333 FAX: 03-3580-2866
E-mail: legalcenter@nichibenren.or.jp



◆ 裁判官任官

- ◆ 日本弁護士連合会 法制部司法調査課（弁護士任官等推進センター）
http://www.nichibenren.or.jp/ja/judicial_reform/investiture.html
TEL: 03-3580-9813
E-mail: ninkan@nichibenren.or.jp



日本弁護士連合会 業務部 業務第一課

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3 TEL: 03-3580-9838 FAX: 03-3580-2866

URL: <http://www.nichibenren.or.jp/>